

裁判官会議（第24回）議事録

令和7年9月3日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、林、岡村、安浪、渡辺、岡、塚、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須、沖野各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の検事転官等、3の裁判官の転補等、4の裁判官の再任等、5の裁判官の新規任命、6の裁判官の昇給、7の裁判官の海外出張の取消し及び8の調停官の採用については、いずれも原案どおり決定した。

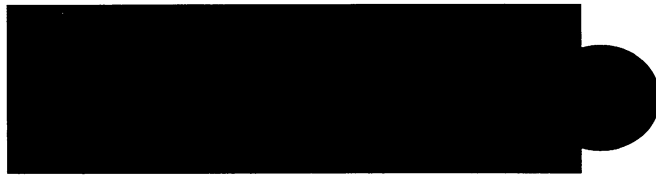
(2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、釧路地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 東京高等裁判所判事太田晃詳の定年退官に伴い、大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）佐藤哲治を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を釧路地方、家庭裁判所長飛澤知行とし、その後任者を前橋地方、家庭裁判所高崎支部長武藤真紀子とする。

イ 千葉家庭裁判所長佐久間健吉の依願免本官に伴い、新潟地方裁判所長松村徹を千葉家庭裁判所長とし、その後任者を司法研修所教官三輪方大とする。

午前10時36分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(令和 7. 9. 3提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 7.10. 7)

東京高判事・東京簡裁判事

田中芳樹(46)

定年退官 (令 7.10. 6)

福島富岡簡裁判事・相馬簡裁判事

山崎潤一

2 裁判官の検事転官等について

検事(法務省大臣官房)

東京高判事・東京簡裁判事

森田強司(52)

依願免本官並びに兼官 (令 7. 9.29)

東京地判事・東京簡裁判事

(退官後預金保険機構)

川崎博司(60)

3 裁判官の転補等について

東京高判事・東京簡裁判事

最高裁総務局参事官(東京地判事・
東京簡裁判事)

木村匡彦(56)

最高裁総務局付(東京地判事・東京
簡裁判事)

東京地判事・東京簡裁判事

栢分宏和(63)

福島富岡簡裁判事・相馬簡裁判事

仙台簡裁判事

秋元学

4 裁判官の再任等について

大阪高判事(部総括)・大阪簡裁判
事

大阪高判事(部総括)・大阪簡裁判
事

嶋末和秀(42)

(令和7年9月30日限り任期終了者)

山形地家鶴岡支判事（支部長）・鶴岡簡裁判事（司掌者）

山形地家鶴岡支判事（支部長）・鶴岡簡裁判事（司掌者）

萩原孝基(57)

(令和7年9月30日限り任期終了者)

5 裁判官の新規任命について

東京地判事・東京簡裁判事

預金保険機構参与

鹿田あゆみ(62)

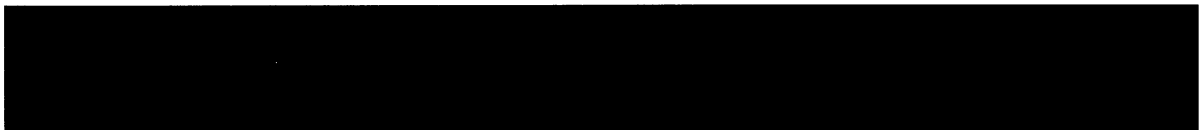
仙台簡裁判事

渡邊英敬

6 裁判官の昇給について

「令和7年10月1日付け裁判官昇給候補者名簿」のとおり

7 裁判官の海外出張の取消しについて



8 調停官の採用について

「調停官採用決定者名簿」のとおり

裁判官会議（第25回）議事録

令和7年9月17日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須、沖野各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

- 1 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について
清藤総務局長から、資料第1に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。
- 2 家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則について
馬渡家庭局長から、資料第2に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。
- 3 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について
清藤総務局長から、資料第3に基づき、標記の答申について報告があった。
- 4 人事について
 - (1) 板津人事局長から、資料第4に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等、3の裁判官の再任等及び4の裁判官の新規任命については、いずれも原案どおり決定し、5の令和7年秋の藍綬褒章受章者の内定については、報告がされた。
 - (2) 板津人事局長から、資料第5に基づき、高知地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。
 - ア 高松高等裁判所判事（部の事務総括者）武田義徳を大阪高等裁判所判事とし、その後任者を高知地方、家庭裁判所長富田敦史とし、その後任者を奈良地方、家庭裁判所葛城支部長真鍋秀永とする。
 - イ 知的財産高等裁判所判事清水響の定年退官に伴い、岡山地方裁判所長森富義明を知的財産高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を名古屋地方裁判所判事森島聡とする。

午前10時54分終了

議 長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(令和 7. 9.17提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 7.10.22)

横浜家地小田原支判事・小田原簡裁判事

渡 辺 真 理 (45)

定年退官 (令 7.10.25)

東京簡裁判事

白 石 哲

2 裁判官の転補等について

前橋地家高崎支判事 (支部長) ・高崎簡裁判事 (司掌者)

千葉地判事 (部総括) ・千葉簡裁判事

本 田 晃 (44)

千葉地判事 (部総括) ・千葉簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

佐 野 信 (48)

司研教官 (東京地判事・東京簡裁判事)

東京地判事 (部総括) ・東京簡裁判事

品 田 幸 男 (48)

東京地判事 (部総括) ・東京簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

橋 爪 信 (52)

東京地判事・東京簡裁判事

最高裁総務局付・人事局付・経理局付 (東京地判事・東京簡裁判事)

古 川 善 敬 (61)

最高裁総務局付・人事局付・経理局付 (東京地判事・東京簡裁判事)

大阪地判事・大阪簡裁判事

奥 田 達 生 (63)

3 裁判官の再任等について

「再任名簿(1)及び(2)」のとおり

4 裁判官の新規任命について

新潟地家判事・新潟簡裁判事

東京地検検事（JICA インドネ
シア派遣）

國井陽平(67)

5 令和7年秋の藍綬褒章受章者の内定について（報告）

「令和7年秋の藍綬褒章受章者名簿」のとおり

裁判官会議（第26回）議事録

令和7年9月24日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、林、岡村、渡辺、岡、塚、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須、沖野各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

民事執行規則の一部を改正する規則について

福田民事局長から、資料に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

午前10時37分終了

議長



秘書課長



事務総局会議（第20回）議事録	
日時	令和7年9月9日（火）午前10時00分～午前10時21分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、精松人事局総務課長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、木村総務局参事官
議事	<ol style="list-style-type: none">1 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について 清藤総務局長説明（資料第1）2 民事執行規則の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘書課長 福島直之	

理由

事件記録等の特別保存に関し、対象とする事件の種類を追加するために必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等の特別保存に関する規則(令和五年最高裁判所規則第九号)

新

(特別保存に付する認定を行う者)

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類(次号から第四号まで

旧

(特別保存に付する認定を行う者)

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類(次号から第四号まで

に掲げるものを除く。) 当該事件の第一審裁判所(別表第一の二十九の項に掲げる事件にあつては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所)

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第三条関係)

	事件の種類	一〇二十八 (略)
		二十九 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)第十七条第一項の執行記録が作成された事件

に掲げるものを除く。) 当該事件の第一審裁判所

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第三条関係)

	事件の種類	一〇二十八 (同上)
		(新設)

三十	
刑事損害賠償命令事件	<p>三十一</p> <p>その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が掲載されたもの</p>

(新設)	(新設)

◎最高裁判所規則第●号

民事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

民事執行規則の一部を改正する規則

民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

目次	改正後
目次	改正前

「第一章〜第三章 略」

第四章 債務者の財産状況の調査

「第一節 略」

第二節 第三者からの情報取得手続（第八十七條―第九十三條）

第三節 扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の特例（第九十四條―第九十九條）

附則

（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類）

第八十七條 法第二百五條第一項、法第二百六十一條第一項若しくは第二項又は法第二百七條第一

「第一章〜第三章 同上」

第四章 「同上」

「第一節 同上」

第二節 第三者からの情報取得手続（第八十七條―第九十三條）

附則

（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類）

第八十七條 法第二百五條第一項、法第二百六十一條第一項又は法第二百七條第一項若しくは第二

項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 略〕

〔2 略〕

3 第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。

〔4 略〕

（申立ての取下げの通知等）

項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。

〔4 同上〕

（申立ての取下げの通知等）

第九十三條 法第二百五條第一項、法第二百六
條第一項若しくは第二項又は法第二百七條第一
項若しくは第二項の申立てが取り下げられたと
きは、裁判所書記官は、法第二百八條第一項に
規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じ
られた者及び法第二百五條第一項又は法第二百
六條第一項若しくは第二項の申立てを認容する
決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を
通知しなければならない。

〔2 略〕

3 第二條第一項の規定にかかわらず、法第二百
八條第一項に規定する決定を取り消す旨の決定
は、申立人、同項に規定する決定の告知を受け

第九十三條 法第二百五條第一項、法第二百六
條第一項又は法第二百七條第一項若しくは第二
項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書
記官は、法第二百八條第一項に規定する決定の
告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法
第二百五條第一項又は法第二百六條第一項の申
立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対
して、その旨を通知しなければならない。

〔2 同上〕

3 第二條第一項の規定にかかわらず、法第二百
八條第一項に規定する決定を取り消す旨の決定
は、申立人、同項に規定する決定の告知を受け

た情報の提供を命じられた者及び法第二百五条
第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項
の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者
に告知しなければならない。

第三節 扶養義務等に係る債権に基づく

財産開示手続等の特例

(扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続
等の申立書の記載事項の特例)

第九十四条 法第六十七条の十七第一項の規
定により同項第一号に定める申立てをしたもの
とみなされる場合における法第九十七条第一
項の規定による財産開示手続の申立書には、第
百八十二条第一項に規定する事項のほか、次に

た情報の提供を命じられた者及び法第二百五条
第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容
する決定の送達を受けた債務者に告知しなけれ
ばならない。

〔新設〕

掲げる事項を記載しなければならない。

一 金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲

二 債権の一部を差し押さえる場合にあつては、その範囲

2 前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。ただし、債権者が法第六十七條の十七第二項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十三條第二項にお

いて準用する法第六十七條の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第九十七條第二項の規定による財産開示手続の申立書について準用する。

4 法第六十七條の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六條第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、第一百八十七條第一項各号に掲げる事項のほか、第一項各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

5 前項の規定は、法第九十三條第二項におい

て準用する法第六十七條の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六條第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

(法第六十七條の十七第二項の規定による裁判を告知すべき者の範圍等)

第九十五條 第八十八條の規定は法第六十七條の十七第二項(法第九十三條第二項において準用する場合を含む。次條において同じ。)
の規定による裁判について、第九十二條の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について準用する。この場合において、同條中「

同項」とあるのは「法第六十七條の十七第三項において準用する法第二百八條第一項」と、同條第二項中「同條第二項」とあるのは「法第六十七條の十七第三項において準用する法第二百八條第二項」と読み替えるものとする。

(法第六十七條の十七第二項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等)

第九十六條 第九十三條第一項の規定は、法第六十七條の十七第二項の規定による裁判がされた場合において法第九十七條第一項又は第二項の申立てが取り下げられたときについて準用する。この場合において、第九十三條第

一 項中「法第二百八条第一項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは、「法第六十七條の十七第二項（法第九十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2 第九十三條第二項及び第三項の規定は、法第六十七條の十七第二項の規定による裁判について準用する。この場合において、第九十三條第二項中「法第二百十一條」とあるのは「法第二百三條」と、同條第三項中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項

又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第六十七條の十七第二項（法第九十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（財産開示手続等の結果の通知等）

第九十七條 法第六十七條の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第九十七條第一項の申立てに係る手続の実施又は法第六十七條の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若し

くは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、
法第六十七條の十七第一項各号に定める差押
命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所
の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義
の正本を送付するとともに、債務者（債務者に
法定代理人がある場合にあつては、当該法定代
理人）が開示した債権（法第二百六條第一項各
号に規定する債権に限る。）に関する事項又は
法第二百六條第一項各号に定める事項（次条に
おいて「開示事項等」という。）を通知するも
のとする。ただし、当該差押命令の申立てに係
る事件が申立ての取下げその他の事由により完
結したときは、この限りでない。

2 | 前項の規定による執行力のある債務名義の正本の送付は、法第十八条の二の規定により事件特定情報の提供があつたときは、することを要しない。

第九十八條 法第九十三條第二項において準用する法第六十七條の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第九十七條第二項の申立てに係る手続の実施又は法第九十三條第二項において準用する法第六十七條の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六條第二項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をし

た執行裁判所の裁判所書記官は、法第九十三
条第二項において準用する法第六十七條の十
七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る
事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対
し、一般の先取特権を有することを証する文書
を送付するとともに、開示事項等を通知しなけ
ればならない。ただし、当該差押命令の申立て
に係る事件が申立ての取下げその他の事由によ
り完結したときは、この限りでない。

（法第六十七條の十七第六項に規定する申出
の方式等）

第九十九條 法第六十七條の十七第六項（法
第九十三條第二項において準用する場合を含

む。）に規定する差し押さえるべき債権を特定
するために必要な事項の申出は、書面で行な
なければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記
である。

附 則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」とい
う。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第九十七條第二項に係る部分に限る。）
は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い
日から施行する。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

理 由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立てに係る申立書の記載事項の特例及び添付書類等の必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。